配当公告

岐阜県羽島市江吉良町一四〇八番地
破産者　関谷　幸男

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十一年（フ）第五九五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一九一、八三二、〇二七円

一、配当することのできる金額
金一六、二七四、二七〇円

平成二十二年五月二十五日
岐阜市常盤町二三番地
破産管財人　川島　和男

配当公告

岐阜県羽島市江吉良町一四〇八番地
破産者　関谷美智子

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十一年（フ）第五九六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二〇四、九四七、一三二円

一、配当することのできる金額
金一三、四二六、二九四円

平成二十二年五月二十五日
岐阜市常盤町二三番地
破産管財人　川島　和男

配当公告

岐阜県羽島市上中町長間八四九番地一
破産者　関谷　澄男

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十一年（フ）第五九七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一七二、九〇四、二九六円

一、配当することのできる金額
金一〇、九七二、二三八円

平成二十二年五月二十五日
岐阜市常盤町二三番地
破産管財人　川島　和男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市諏訪二丁目一二番、最後の住所青森県八戸市諏訪二丁目一二番二〇号
被相続人　亡　関川　勝治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十五日
青森県八戸市北白山台一丁目八番二六号
相続財産管理人　弁護士　澤口　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市青葉二丁目一番、最後の住所青森県八戸市青葉二丁目一番五号
被相続人　亡　髙村　磯夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十五日
青森県八戸市根城五丁目一三番一七号
相続財産管理人　武田　朋泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区神田須田町二丁目一三番地一、最後の住所千葉県船橋市小室町九〇一番地C―二〇棟三〇一号
被相続人　亡　田中　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十五日
事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号
千葉中央ビル四階　法律事務所シリウス
相続財産管理人　弁護士　濟木　昭宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市金沢区東朝比奈一丁目六一番、最後の住所横浜市金沢区東朝比奈一丁目六一番一―四〇五号
被相続人　亡　柿崎　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十五日
横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル五階
相続財産管理人　弁護士　村松　雄太

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十五日
青森県八戸市北白山台一丁目八番二六号
相続財産管理人　弁護士　澤口　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市青葉二丁目一番、最後の住所青森県八戸市青葉二丁目一番五号
被相続人　亡　髙村　磯夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十五日
青森県八戸市根城五丁目一三番一七号
相続財産管理人　武田　朋泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区神田須田町二丁目一三番地一、最後の住所千葉県船橋市小室町九〇一番地C―二〇棟三〇一号
被相続人　亡　田中　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十五日
事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号
千葉中央ビル四階　法律事務所シリウス
相続財産管理人　弁護士　濟木　昭宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市金沢区東朝比奈一丁目六一番、最後の住所横浜市金沢区東朝比奈一丁目六一番一―四〇五号
被相続人　亡　柿崎　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十五日
横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル五階
相続財産管理人　弁護士　村松　雄太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県氷見市島尾二〇〇一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　石田　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十五日
富山県高岡市野村二〇〇番地の六
相続財産管理人　作井　康人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市南四十万二丁目二四番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　松榮　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十五日
石川県金沢市諸江町中丁四七八番地三
相続財産管理人　林　哲朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市松橋町一丁目一〇番地一〇二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山田雄一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十五日
愛知県岡崎市竜美北一丁目三番地三三
相続財産管理人　弁護士　倉内　充雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市八野町一〇一五番地、最後の住所三重県鈴鹿市国府町二二〇〇番地の二〇〇
被相続人　亡　三嶋　千尋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十五日
三重県四日市市栄町二―二二　川嶋冨士雄
法律事務所　相続財産管理人　川嶋冨士雄

第９期決算公告

平成22年3月31日　東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
エムピーディーシー・ガボン株式会社
代表取締役　真崎　宇弘

貸借対照表の要旨　（平成21年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	17,116,654	流動負債	477,027
固定資産	1,254,372	固定負債	865,840
繰延資産	36,620	廃鉱費用引当金	861,319
		役員退職慰労引当金	4,521
		株主資本	17,064,780
		資本金	495,000
		資本剰余金	374,000
		資本準備金	374,000
		利益剰余金	16,195,780
		その他利益剰余金	16,195,780
		（うち当期純利益）	（2,250,973）
資産合計	18,407,648	負債・純資産合計	18,407,648

第１期決算公告

平成22年5月25日　千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオンマーケティング株式会社
代表取締役　小賀　雅彦

貸借対照表の要旨　（平成22年2月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	955,738	流動負債	205,210
固定資産	21,906	固定負債	13,474
繰延資産	2,178	負債合計	218,684
		株主資本	761,138
		資本金	400,000
		資本剰余金	400,000
		資本準備金	400,000
		利益剰余金	△38,862
		その他利益剰余金	△38,862
		（うち当期純損失）	（38,862）
		純資産合計	761,138
資産合計	979,822	負債・純資産合計	979,822